

専決処分の承認について（元号の改定に伴う関係条例の整備に関する条例）
地方自治法第179条第1項の規定により、元号の改定に伴う関係条例の整備に
関する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告
し、その承認を求める。

2019年（令和元年）5月14日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、次の条例を専決処分する。

2019年（平成31年）4月11日

藤沢市長

鈴木 恒 夫

元号の改定に伴う関係条例の整備に関する条例

（藤沢市印鑑条例及び藤沢市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改
正する条例の一部改正）

第1条 藤沢市印鑑条例及び藤沢市住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部
を改正する条例（平成31年藤沢市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則中「平成32年」を「令和2年」に改める。

（地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整
備に関する条例の一部改正）

第2条 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例

の整備に関する条例（平成31年藤沢市条例第38号）の一部を次のように改正する。

附則第1項中「平成32年」を「令和2年」に改め、附則第2項中「平成37年」を「令和7年」に、「平成32年」を「令和2年」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

（藤沢市市税条例の一部改正）

第3条 藤沢市市税条例（平成10年藤沢市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第31条中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第10項（見出しを含む。）中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

（藤沢市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 藤沢市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年藤沢市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第1項及び第2項中「平成31年」を「令和元年」に改め、附則第3項及び第4項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

（地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正）

第5条 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年藤沢市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表中「平成35年」を「令和5年」に改める。

（藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 藤沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年藤沢市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第2項から第4項までの規定中「平成32年」を「令和2年」に改める。

（藤沢市介護保険条例の一部改正）

第7条 藤沢市介護保険条例（平成12年藤沢市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項及び第2項中「平成32年」を「令和2年」に改める。

(藤沢市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第8条 藤沢市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成29年藤沢市条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成32年」を「令和2年」に改める。

(藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例の一部改正)

第9条 藤沢市企業立地等の促進のための支援措置に関する条例（平成16年藤沢市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号イ及び同項第2号ア中「平成32年」を「令和2年」に改める。

附 則

この条例は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。

提案理由

元号を改める政令が公布され、元号が改められることとなったことに伴い、その施行までの間に本市の条例において規定の整備をする必要が生じ、平成31年4月11日付けで元号の改定に伴う関係条例の整備に関する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定によりその承認を求める必要による。